

「鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項」

第1条（適用）

この特記事項は、鳥取県県土整備部の実施する土木工事の施工に適用し、鳥取県土木工事共通仕様書に優先するものとする。

第2条（鳥取県土木工事共通仕様書に対する訂正又は追加仕様事項）

鳥取県土木工事共通仕様書に対する訂正又は追加仕様事項は下記のとおりとする。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
1-1-1-1 適用	3	優先事項	追加	特記事項及び鳥取県土木工事共通仕様書に定めない事項については各種関係示方書等によるものとする。
			追加	設計図書中に記号で表示された構造物については、国土交通省制定「土木構造物標準設計図集」、または鳥取県県土整備部制定「小構造物標準設計図集」により施工するものとする。
1-1-1-2 用語の定義	10 27	特記仕様書	追加	設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。
			追加	緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
		34	工事関係書類	追加
1-1-1-3 設計図書の照査等		溶接種別の確認等	追加	受注者は、落橋防止装置、変位制限装置（以下、「落橋防止装置等」）における設計図書の照査にあたっては、（一社）建設コンサルタンツ協会あて文書「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して（要請書）」（平成27年12月25日付）を踏まえて実施すること。なお、（一社）建設コンサルタンツ協会あて文書については以下のアドレスを参照すること。 アドレス： http://www.cgr.mlit.go.jp/chisei/pdf/yousetsu.pdf
1-1-1-4 施工計画書	1	一般事項	追-1	準備工事については、施工計画書の提出前であっても、監督員の承諾を得たうえで着手することが出来るものとする。
			追-2	受注者は、次の事項を追加して記載しなければならない。 ・現場環境改善等の実施内容
1-1-1-6 監督員		監督補助員	追-1	受注者は、監督補助員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。 （1）監督補助員が監督員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、監督補助員は、契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。 （2）監督員から受注者に対する指示又は、通知等を監督補助員を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接指示又は、通知等があったものと同等である。 （3）監督員の指示により、受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、監督補助員を通じて行うことができるものとする。
		技能士	追-2	本特記事項で現場常駐を義務付けている技能士（型枠施工技能士、鉄筋施工技能士、さく井技能士等）を配置する場合は、その旨を施工計画書に記載するとともに、作業前日までに、技能士の氏名、職種、等級、予定作業期間を技能士合格書と顔写真の写し（縮小可）を添付の上、監督員に報告すること。ただし、自社施工監督要領に基づき現場常駐を確認する場合は除く。 報告内容に変更が生じた場合は作業着手前に変更内容を監督

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
				<p>員に報告すること。ただし、病気等により報告した技能士を従事させることができない場合は、監督員にあらかじめ口頭で協議して、他の技能士に代えることができる。この場合においては、後日速やかに文書で協議の上、報告すること。</p> <p>また、技能士は、現場内において、職種、等級、氏名及び顔写真の記載された名札を体のよく見える位置に常に付けなければならない。</p> <div data-bbox="858 427 1342 768" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">技能士 名札作成図</p> </div> <p>ならない。</p> <p>名札については以下「技能士 名札作成図」により作成すること。なお、これによりがたい場合は監督員と協議すること。</p>
1-1-1-9			追加	(4) 1件 500万円以上の下請工事については、建設業許可を有する者に請負わせること。
1-1-1-13	4	施工合理化調査等	追加	<p>受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、監督員が調査の方法等を指示するので、それに従い、調査票等を提出しなければならない。工期経過後でなければ資料がとりまとまらない場合は、速やかにとりまとめて提出すること。</p> <p>対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>なお施工合理化調査とは、土木工事における労務、材料、機械の運転時間等の所要量等の施工の実態を把握し、土木工事標準歩掛に反映するための調査である。</p>
		その他調査	追加	<p>受注者は、当該工事が発注者の実施する各種調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p>
1-1-1-14 ～ 1-1-1-16		設計変更ガイドライン等の遵守義務づけについて	追加	<p>設計変更等については、工事請負契約書第18条～第24条及び土木工事共通仕様書共通編1-1-1-4～1-1-1-6に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計変更ガイドライン等について」（平成30年3月7日付通知）によることとする。</p>
1-1-1-15		契約内容の変更手続きの書面化の徹底	追加	<p>工事請負契約書第19条（設計図書の変更）の規定に基づく、設計図書の変更・工期若しくは請負代金の変更は、発注者又は受注者から書面による指示又は協議を交わしたもののみを対象とする。これ以外の口頭によるもの、署名・押印のないもの等は変更契約の対象としない。ただし、情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。</p>
1-1-1-21		立会者	追加	<p>受注者は、受注者若しくはその代理人または現場代理人及び主任技術者または監理技術者の立会いのうえ完成検査を受けなければならない。</p>
		工事完成検査		

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
1-1-1-24 施工管理	8		追加	<p>デジタル工事写真の小黑板情報電子化について</p> <p>デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。</p> <p>本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。</p> <p>1. 対象機器の導入</p> <p>受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URLhttps://www.cryptrec.go.jp/list.html）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事で使用機器について提示するものとする。</p> <p>なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p> <p>2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入</p> <p>受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（平成27年3月）「2-2 撮影方法」による。</p> <p>ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い</p> <p>本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（平成27年3月）及びデジタル写真管理情報基準（平成28年3月）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準（平成27年3月）「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準（平成28年3月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品</p> <p>受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。</p>
1-1-1-25 履行報告			追加	<p>工事履行報告書の提出時期について</p> <p>受注者は、工事履行報告書を翌月の土日祝日を除く原則5日以内に監督員に提出しなければならない。</p>
1-1-1-27 工事中の安全確保			追加	<p>施工の安全確保について</p> <p>建設工事における施工の安全確保については、かねてよりその徹底を図ってきたところであるが、今後より一層の安全確保を推進するため、受注者は、下記事項についてなお一層の徹底を</p>

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
	16	建設工事における公益 占用物件等 への事故防 止対策	追加	<p>図らなければならない。</p> <p>1) 現場点検及び安全教育については、土木工事共通仕様書及び関係法令（『土木工事安全技術指針』、『労働安全衛生法』等）に基づき、適切な安全管理を図らなければならない。</p> <p>2) 安全対策については、施工計画書に必要事項を記載し、施工時にはこれを遵守するものとする。</p> <p>3) 安全巡視については、工事区域はもとより、その周辺の工事看板等の点検から仮設備、機械設備の点検確認など内容も多岐にわたることから、その工事に適した巡視項目とし、処置内容等を記録するものとする。</p> <p>また、安全巡視者の安全教育も併せて行い、資質の向上を図りもって、施工の安全確保を図るものとする。</p> <p>受注者は、建設機械のブーム等が架空線へ接触することによる切断事故及び建設機械のバケット等が埋設管路に接触することによる破損事故等の公益占用物件等への事故防止対策を実施するものとする。</p> <p>①「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」の提出</p> <p>受注者は、工事履行場所、資機材等保管場所及び工事車両等の運搬経路等における公益占用物件等の事前調査を実施し公益占用物件の実態を把握するとともに、その結果を「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」として任意様式で提出すること。</p> <p>また、事前調査とは、公益占用物件所有者等※の担当者と公益占用物件の有無を確認し、それがあった場合は受注者において該当工種を確認することとする。</p> <p>なお、「事前調査結果報告書」は特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に提出すること。</p> <p>また、「接触・切断等事故防止対策計画書」は該当工種の着手日の7日前までに提出すること。</p> <p>※公益占用物件所有者等とは、電気・ガス・水道・NTT・河川及び道路管理者（既存河川及び道路に影響する場合）・その他受注者において公益占用物件の有無を確認する必要があると判断したもの及び隣接工区主任技術者（又は監理技術者（情報収集を目的として））を対象とする。</p> <p>②公益占用物件所有者との調整</p> <p>受注者は、上空占用物件等への近接施工を行う場合は、公益占用物件所有者等へ事前に通知し、必要な防護対策等の安全処置を依頼すること。</p> <p>また、埋設占用物件等の場合は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 調査箇所及び調査方法について、監督員と協議すること。</p> <p>ii) 埋設位置、深さ等を確認するため、公益占用物件所有者等に立会を求め、原則立会するものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>iii) 試掘調査は、原則人力施工とし機械施工を行わないこと。</p> <p>iv) 試掘調査等の結果により、施工方法等に変更が生じる場合は、設計図書に関して監督員と協議すること。</p> <p>③監視員の配置</p> <p>受注者は、接触及び切断事故の防止のため、近接施工の際は必要に応じて監視員等を配置すること。</p> <p>④安全教育の実施</p> <p>受注者は、防護対策等の状況を日々点検し、作業員等への安全教育指導を徹底すること。</p> <p>⑤点検結果の報告</p> <p>受注者は、上述④の結果について監督員に報告すること。</p>
1-1-1-31 環境対策	6	排出ガス対策建設機械	追加	<p>自社保有の建設機械を使用する場合において、対象工事において必要となる台数の排出ガス対策型建設機械を受注者が保有していない、または故障等により使用できないとき等は、監督員の承諾を得たうえで、未対策型の建設機械を使用することができるものとする。</p>

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
1-1-1-33 交通安全管理		アイドリングストップの実施	追加	受注者は、大気環境保全のため、建設機械等を利用する場合には、アイドリングストップの実施に努めなければならない。
		交通誘導員の配置	追加	受注者は、自動車専用道路または警備業法（昭和47年法律第117号）により都道府県公安委員会が危険を防止するため必要と認める道路において交通誘導を行う場合には、その場所ごとに交通誘導員のうち1人以上は1級または2級検定合格警備員を配置しなければならない。

【第1編 共通編 第3章 無筋、鉄筋コンクリート 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
1-3-2 適用すべき 諸基準	2	許容塩化物量	追加	<p>1. コンクリート中の塩化物総量規制</p> <p>1) 現場打ちコンクリートにおける塩化物の総量規制の適用範囲</p> <p>適用範囲 コンクリート中の塩化物総量規制は次の工種を適用除外とする</p> <p>【1】トンネル覆工コンクリート (鉄筋で補強されたものは除く)</p> <p>【2】舗装コンクリート (鉄筋やPC鋼材で補強されたものは除く)</p> <p>【3】消波・根固ブロック</p> <p>【4】小構造物（小構造物標準設計図集に掲載する無筋構造物）</p> <p>【5】型枠セパレータを使用する無筋構造物</p>
1-3-3 レディーミクス トコンクリート		コンクリートの耐久性向上施策	追加	<p>1. コンクリート中の塩化物総量規制</p> <p>1) 現場打ちコンクリートにおける塩化物の総量規制の適用範囲</p> <p>コンクリート中の塩化物総量規制は次の工種を適用除外とする。</p> <p>【1】トンネル覆工コンクリート (鉄筋で補強されたものは除く)</p> <p>【2】舗装コンクリート (鉄筋やPC鋼材で補強されたものは除く)</p> <p>【3】消波・根固ブロック</p> <p>【4】小構造物（小構造物標準設計図集に掲載する無筋構造物）</p> <p>【5】型枠セパレータを使用する無筋構造物</p>
1-3-7 鉄筋工		技能士の常駐	追加	<p>次の工事については、鉄筋組み立て時において、鉄筋施工技能士が工事現場に常駐し、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。ただし、無筋コンクリート（用心鉄筋や補強鉄筋、差筋のみを有する場合も含む）、及び現場打ち鉄筋コンクリートを部分的に組み合わせたプレキャスト製品については対象外とする。また、基礎工など、鉄筋組み立てを含む工種一式を県外の専門業者に発注し、その専門業者が技能士を保有していない場合には、監督員に協議のうえ技能士が常駐しないことを承諾する。</p> <p>（工種）鉄筋コンクリート構造物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 函渠工 ・ 橋台、橋脚 ・ 床版工 ・ 擁壁工 ・ 樋門、樋管 ・ 水門工 ・ その他設計図書で指定する工種
		技能士の資格要件	追加	<p>鉄筋施工技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級鉄筋施工技能士の資格を有するものとする。</p>

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
1-3-8 型枠・支保		技能士の常駐	追加	次の工事については、型枠設置時において、型枠施工技能士が工事現場に常駐し、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。ただし、無筋コンクリート（用心鉄筋や補強鉄筋、差筋のみを有する場合も含む）、及び現場打ち鉄筋コンクリートを部分的に組み合わせたプレキャスト製品については対象外とする。また、型枠・支保取外し時は対象外とする。 （工種）鉄筋コンクリート構造物 ・函渠工 ・橋台、橋脚 ・床版工 ・擁壁工 ・樋門、樋管 ・水門工 ・その他設計図書で指定する工種
		技能士の資格要件	追加	型枠施工技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級型枠施工技能士の資格を有するものとする。

【第2編 材料編 第1章 一般的事項 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
2-1-2 工事材料の品質		工事材料の使用	追加	受注者は、工事に使用する材料については、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認するとともに、各号の定めにより事前に監督員の確認又は承諾を得なければならない。 （1）一般材料、レディーミクストコンクリート （ア）J I Sの表示許可を受けた材料を使用する場合は、工事材料使用届及び工事材料承諾願の取扱いについて（県土整備部長通知、平成24年1月16日第201100152778号）（以下「工事材料使用届等の取扱い」という。）により、工事材料使用届（以下「使用届」という。）を監督員に提出しなければならない。 （イ）J I Sの表示許可を受けていない材料を使用する場合は、工事材料使用届等の取扱いにより、工事材料使用承諾願（以下「承諾願」という。）を監督員に提出し承諾を得なければならない。なお、工事材料使用承諾願の簡素化について（県土整備部長通知、平成15年3月4日管第2732号）により、工事材料事前承諾願の承諾を得た一般材料を使用する場合は、「使用材料一覧表」の材料名欄に事前承諾番号を付記することにより、製品カタログ等の提出を省略できるものとする。 （2）アスファルト混合物 （ア）アスファルト混合物の使用に係る取扱い（県土整備部長通知、平成23年12月27日第201100141604号）（以下「アスファルト混合物の取扱い」という。）により、各総合事務所長からアスファルト混合物使用承諾証明書が与えられたアスファルト合材工場の標準品アスファルト混合物を使用する場合は、事前にアスファルト混合物使用届を監督員に提出しなければならない。 （イ）アスファルト混合物の取扱いにより、標準品アスファルト混合物以外の特注品アスファルト混合物を使用する場合は、アスファルト混合物使用承諾願を監督員に提出し承諾を得なければならない。

【第3編 土木工事共通編 第1章 総則 関係】

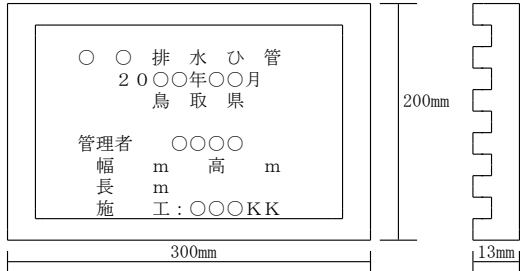
編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
3-1-1-7 数量の算出	2		追加	出来形数量の算出にあたっては、中国地方整備局制定「土木工事数量算出要領（案）」によるものとする。

【第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
3-2-3-1 一般的事項	13	技能士の常駐	追加	次の工事については、施工時にさく井技能士を工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 (1) さく井（揚水井、地熱井等）の新設、井戸孔内洗浄等 (2) その他設計図書で指定する工種
		技能士の資格要件	追加	さく井技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級さく井技能士の資格を有するものとする。
3-2-3-18 沈床工		吸出し防止材の施工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
3-2-5-3 コンクリート ブロック工		水抜孔の施工	追加	受注者は、水抜孔の施工について、設計図書に特に定めのない場合は、硬質塩化ビニル管のφ50mm程度の水抜孔を2.0～3.0㎡に1箇所割合で設けること。ただし、築堤河道の場合は、河川増水時に堤内地へ逆流する恐れのある位置には設けてはならない。
3-2-5-5 石積(張)工		伸縮目地の施工	追加	受注者は、伸縮目地の施工にあたり、設計図書に特別の記載が無い限り、伸縮目地の間隔は10m以下とする。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。
		水抜孔の施工	追加	受注者は、水抜孔の施工について、設計図書に特に定めのない場合は、硬質塩化ビニル管のφ50mm程度の水抜孔を2.0～3.0㎡に1箇所割合で設けること。ただし、築堤河道の場合は、河川増水時に堤内地へ逆流する恐れのある位置には設けてはならない。
3-2-17-1 一般的事項		技能士の常駐	追加	次の工事については、施工時に造園技能士を工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 (1) 高木、中木または低木（ただし、植栽等管理業務については、低木を除く。）が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工 (2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事
		技能士の資格要件	追加	造園技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級造園技能士の資格を有するものとする。

【第6編 河川編 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
第1章 6-1-9-4 間詰工	2	吸出し防止材の施工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
第3章樋門・樋管 6-3-5 銘板及び標示板		銘板及び標示板の設置	追加	受注者は、銘板及び標示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付場所、記載事項を設計図書のとおりに行わなければならない。ただし、特に指定のない場合は監督員の指示によらなければならない。

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
		標示板の材質	追加	<p>標示板の材質は鋳物用黄銅合金地金(JIS H 2202)を原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。</p>  <p>*板厚8mm、字厚5mm、計13mm</p>
6-3-6-4	2	吸出し防止材の施工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
第4章水門				
6-4-7-4	2	吸出し防止材の施工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
6-4-9-1		塗装作業	追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。
一般的事項		技能士の資格要件	追加	塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。
6-4-9-2	5	品質証明資料の提出	追加	<p>受注者は、アスファルト混合物の取扱いにより、各総合事務所長からアスファルト混合物使用承諾証明書が与えられたアスファルト合材工場の標準品アスファルト混合物を使用する場合は、事前にアスファルト混合物使用届を監督員に提出しなければならない。</p> <p>アスファルト混合物の取扱いにより、標準品アスファルト混合物以外の特注品アスファルト混合物を使用する場合は、アスファルト混合物使用承諾願を監督員に提出し承諾を得なければならない。</p>
6-4-13-2		技能士の常駐	追加	つり足場の設置時には、とび技能士が工事現場に常駐し、安全管理及び品質管理の向上を図るための作業指導を行うものとする。
橋梁足場工		技能士の資格要件	追加	とび技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級とび技能士の資格を有するものとする。
第5章堰				
6-5-10-1		塗装作業	追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。
一般的事項		技能士の資格要件	追加	塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。
第6章排水機場				
6-6-5-8	7	吸出し防止材	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
ブロック床版工				
第7章床止め・床固め				
6-7-4-6	8	吸出し防止材の敷設	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
本體工				

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
6-7-4-8 水叩工	9	吸出し防止材の敷設	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
6-7-5-4 本堤工	8	吸出し防止材の敷設	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
第8章 河川維持 6-8-12-1 一般的事項		技能士の常駐	追加	次の工事については、施工時に造園技能士を工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 (1) 高木、中木または低木が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工 (2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事 造園技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級造園技能士の資格を有するものとする。
第9章 河川修繕 6-9-8-1 一般的事項		技能士の資格要件	追加	
		塗装作業	追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。
		技能士の資格要件	追加	塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。

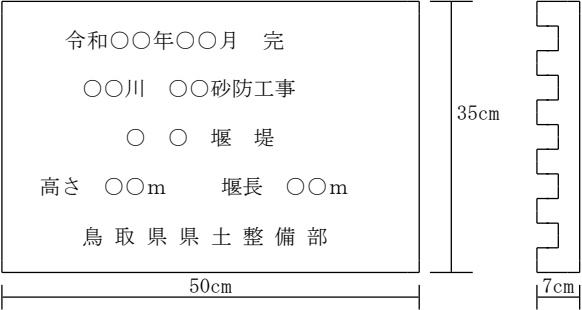
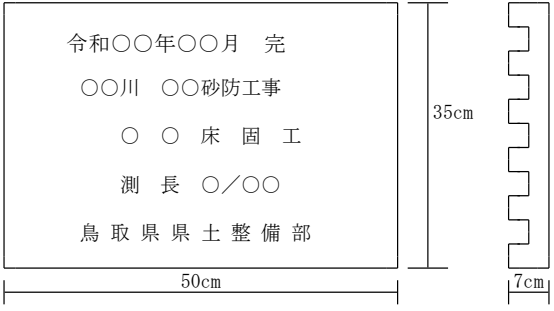
【第7編 河川海岸編 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
第1章 堤防・護岸 7-1-2		適用すべき諸基準	追加	本土木工事共通仕様書に特段の定めのないものについて、河川、海岸等の工事においては、国交省監修「港湾工事共通仕様書」を準拠するものとする。

【第8編 砂防編 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
第1章 砂防堰堤 8-1-8-1 一般的事項		施工計画書	追加	受注者は、コンクリート堰堤本体工、側壁工、副堰堤工のコンクリート打設に当り、1回(1日)のコンクリート設高さ及び打設量、打設ブロック割り、打継処理等の事項を記した打設計画を施工計画書へ記載しなければならない。
8-1-8-4 コンクリート 堰堤本体工	4	水平打継目の処理	追加	やむを得ずワイヤブラシで表面を削るか、チップング等を行う必要がある場合には、受注者は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
		鉛直打継目の処理	追加	受注者は、鉛直打継目の処理については、コンクリートを打ち継ぐ前に、ワイヤブラシで表面を削るか、チップング等を行わなければならない。ただし、伸縮目地部のチップングは行わず、旧コンクリート部の清掃を行って、ごみ、苔等を取り除いてから新しいコンクリートを打設するものとする。
	12	吸出し防止材の施工	追加	吸出し防止材の施工については、敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとする。
8-1-8-6 コンクリート 側壁工		水抜き孔の勾配	追加	受注者は、コンクリート側壁工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合は、2%程度の勾配で設置しなければならない。

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項													
8-1-8-9 コンクリート 堰堤工		残存型枠 (外壁兼用 型) 工	追加	<p>1. 一般事項</p> <p>(1) 残存型枠 (外壁兼用型) 工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。</p> <p>(2) 残存型枠 (外壁兼用型) 工に用いる型枠は、下記のとおりとする。</p> <p>①残存型枠 (外壁兼用型) とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。</p> <p>②残存化粧型枠 (外壁兼用型) とは、残存型枠 (外壁兼用型) のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。</p> <p>2. 材料</p> <p>受注者は、残存型枠 (外壁兼用型) 工に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要部材</td> <td>1) モルタル・コンクリート 「共通仕様書」第8 編8-1-8-4 の本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理又は防錆対策が施されているもの。</td> <td>品質規格証明書</td> </tr> <tr> <td>強度特性</td> <td>コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。</td> <td rowspan="3">公的試験機関の証明書又は公的機関の試験結果</td> </tr> <tr> <td>一体性</td> <td>コンクリートと一体化する機能を有していること。</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td>1) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。 2) 耐凍結融解性を考慮する必要がある場合は、型枠は耐凍結融解性を有していること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 施工</p> <p>(1) 受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、コンクリートが十分にまわり込むように締固めなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。又、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。</p> <p>受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。 塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。</p>	項目	内容	摘要	主要部材	1) モルタル・コンクリート 「共通仕様書」第8 編8-1-8-4 の本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理又は防錆対策が施されているもの。	品質規格証明書	強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書又は公的機関の試験結果	一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	耐久性	1) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。 2) 耐凍結融解性を考慮する必要がある場合は、型枠は耐凍結融解性を有していること。
項目	内容	摘要															
主要部材	1) モルタル・コンクリート 「共通仕様書」第8 編8-1-8-4 の本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理又は防錆対策が施されているもの。	品質規格証明書															
強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書又は公的機関の試験結果															
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。																
耐久性	1) 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。 2) 耐凍結融解性を考慮する必要がある場合は、型枠は耐凍結融解性を有していること。																
8-1-9-1 一般的事項		塗装作業 者 技能士の資格要件	追加 追加														

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
8-1-11-5 銘板工		砂防堰堤の 提銘板	追加	<p>砂防堰堤の銘板工の施工については、設計図書に定めのない限り、下記の規定による。</p> <p>(1) 堤銘板の材質は、御影石（花崗岩）とし、ダム袖下流側法面で、道路等から見やすい位置に設置しなければならない。</p> <p>(2) 堤銘板の寸法及び記載事項は下図のとおりとする。</p> 
		床固工、谷 止工、単独 床固工の提 銘板	追加	<p>床固工、谷止工、単独床固工の堤銘板については、砂防堰堤の提銘板（1）に準ずることとし、堤銘板の寸法及び記載事項は下図のとおりとする。</p> 
第3章 斜面对策 8-3-7-1 一般事項		工事中の観 測	追加	<p>施工中、次に掲げる事項を適時観測し、工事記録として記録しなければならない。</p> <p>(1) スライム、排水色、ハンドルショック等により判定された地質変移点、亀裂及び湧水点は、その位置を孔口よりの距離で表わす。</p> <p>(2) 逸水、湧水量</p> <p>(3) 工事記録は順序正しく柱状図に整理して、工事報告に添付しなければならない。</p>

【第9編 ダム編 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
第1章 コンクリート ダム 9-1-4-2	2	原石採取	追加	<p>(4) 受注者は、原石の採取にあたって、流水及び湧水等がある場合には、設計図書に従い処理しなければならない。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。</p>
9-1-11-2 コンクリート の施工		施工計画書	追加	<p>受注者は、コンクリートを打込むときに、締切り等からの漏水がある場合の処理方法を施工計画書に記載する。</p>

【第10編 道路編 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
第2章舗装 10-2-11-1 一般事項		技能士の常駐	追加	<p>次の工事については、施工時に造園技能士を工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。</p> <p>(1) 高木、中木または低木（ただし、植栽等管理業務については、低木を除く。）が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工</p> <p>(2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事</p> <p>造園技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級造園技能士の資格を有するものとする。</p>
		技能士の資格要件	追加	
第4章 鋼橋上部 10-4-6-1 一般的事項		塗装作業者	追加	<p>受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。</p>
		技能士の資格要件	追加	<p>塗装技能士とは、職業能力開発促進法による1級または2級塗装技能士をいう。</p>
10-4-8-3 落橋防止装置 工			追加	<p>1. 土木工事共通仕様書「3-2-12-3 桁製作工」に準ずる。</p> <p>2. 溶接検査</p> <p>①受注者は、製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記すること。</p> <p>②受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理の試験（社内検査）を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行うこと。</p> <p>③内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じた JISZ2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）の資格を有した者であること。</p> <p>なお、資格証明書（写）を施工計画書に添付すること。</p> <p>④落橋防止装置等における完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を行うこと。</p> <p>3. 溶接施工</p> <p>①受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出すること。なお、当該分野について IS09001 を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。</p> <p>②受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付すること。</p> <p>4. 発注者による非破壊試験検査</p> <p>発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施する場合がある。</p> <p>受注者は、受注者自身又は第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果を速やかに監督員に報告すること。塗装等の実施については監督員の承諾を得ること。</p> <p>また、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手全てにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督員に報告すること。</p> <p>なお、検査、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p> <p>5. 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳</p>

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
第 14 章 道路維持 10-14-17-1 一般的事項				に溶接施工者、非破壊試験検査者を記載すること。 また、受注者は製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認すること。
		塗装作業 者	追加	6. 上記 1. ～ 5. は「耐震補強工事、橋梁補修工事による落橋防止装置等（落橋防止装置、変位制限装置）の製作を伴う工事」を対象とする。
		技能士の資格要件	追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。 塗装技能士とは、職業能力開発促進法による 1 級または 2 級塗装技能士をいう。
	10-14-21-1 一般的事項	技能士の常駐	追加	次の工事については、施工時に造園技能士を工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 (1) 高木、中木または低木（ただし、植栽等管理業務については、低木を除く。）が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工 (2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事 造園技能士は、職業能力開発促進法による 1 級または 2 級造園技能士の資格を有するものとする。
第 16 章 道路修繕 10-16-11-1 一般的事項		技能士の資格要件	追加	次の工事については、施工時に造園技能士を工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 (1) 高木、中木または低木（ただし、植栽等管理業務については、低木を除く。）が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工 (2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事 造園技能士は、職業能力開発促進法による 1 級または 2 級造園技能士の資格を有するものとする。
	10-16-19-1 一般事項	アンカーボルトの挿入に伴いコンクリート削孔を行う場合	追加	受注者は、アンカーボルトの挿入に伴いコンクリート削孔を行う場合、あらかじめ、該当箇所について鉄筋探索器による既設橋台・橋脚の配筋状況を確認のうえ、既存鉄筋を切断することがないように努めるとともに、削孔に先立ち監督員にその配筋状況を報告しなければならない。
10-16-25-1 一般的事項		塗装作業 者	追加	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装技能士を工事に従事させなければならない。
		技能士の資格要件	追加	塗装技能士とは、職業能力開発促進法による 1 級または 2 級塗装技能士をいう。

【第 1 1 編 公園緑地編 第 2 章 植栽 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	追加仕様事項
11-2-3		造園技能士	追加	次の工事については、施工時に造園技能士を工事現場に常駐させ、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 (1) 高木、中木または低木（ただし、植栽等管理業務については、低木を除く。）が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工 (2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事
		技能士の資格要件	追加	造園技能士は、職業能力開発促進法による 1 級または 2 級造園技能士の資格を有するものとする。